

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 平成29年度業務の実績に関する意見の概要

資料5-1

1 主旨

平成30年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正が施行され、業務実績評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へ変更となったことに伴い、北海道では、法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）に係る平成29年度の業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて実施することとなった。このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。

2 意見結果

(1) 全体意見

平成29年度の業務実施状況について確認等を行ったところ、Ⅳとする意見（順調に進んでいる）が3項目（**2**、**3**、**4**）、Ⅲとする意見（おおむね順調に進んでいる）が2項目（**1**、**5**）となり、総合的に勘案すると、「おおむね順調に進んでいる」と認められる。

(2) 主な取組

1 研究の推進及び成果の活用

第2期中期計画に研究推進項目として設定した「総合力を発揮して取り組む研究」や戦略研究及び重点研究等のほか、外部資金による研究課題の獲得に積極的に努め、661課題を実施した。

2 技術支援、連携の推進及び広報の強化

企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施するとともに、一部については、共同研究の実施、新商品の開発に繋げることなどに取り組んだ。

3 業務運営の改善

高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、平成30年度に向けて組織体制の見直しを実施した。

4 財務内容の改善

事務的経費や維持管理経費の効率的な執行、外部資金など多様な財源の確保に努めた。

5 その他業務運営

津軽海峡沿岸の津波堆積物調査や、台風災害による被災農地の復旧に関する技術指導などを実施したほか、北海道地域防災計画策定等に向けた北海道防災会議へ地震や火山防災対策の専門委員を派遣した。これらの取組は道の施策立案のほか、災害等の原因解明や復旧事業等に活用された。

(3) 項目別意見

1 「研究の推進及び成果の活用」については、外部資金による研究において、実施総額は前年度を上回ったが、研究課題数は目標値の9割以下（89.2%）となったため、法人の自己点検・評価ではB評価であったことなどから、評価をⅢ「おおむね順調に進んでいる」（S～Aの割合がおおむね9割以上）とした。

2 「技術支援、連携の推進及び広報の強化」、**3** 「業務運営の改善」、**4** 「財務内容の改善」については、法人自己点検・評価がすべてAであったことなどから、評価をⅣ「順調に進んでいる」（すべてS～A）とした。

また、**5** 「その他業務運営」については、法令の遵守において、職員が自家用車を運転中に速度違反により検挙される事案が2件発生したため、法人の自己点検・評価ではB評価であったことなどから、評価をⅢ「おおむね順調に進んでいる」とした。

(4) 主な課題、改善事項等

- 外部資金による研究については、実施総額は前年度から増加しているが、研究課題数は目標値に達していないため、様々なニーズに応える観点から、今後更に積極的な取組が必要。
- 担い手の育成支援については、平成27年度以降、受入研修者数が年々減少しているため、受入人数の増加に向け、更に取組が必要。
- 広報の機能の強化については、広報の専門的な人材を確保するなどして、企業や地域が抱えている問題に応じた広報を行うなど、広報機能の強化について検討が必要。
- 人材の採用、育成については、人件費の決算額が予算額と大きく乖離しているため、必要な人材を確保する、より良い方法を検討するなど取組の強化が必要。
- 法令の遵守について、職員に対して、法令遵守の意識を常に持たせることが大切であり、今後も指導等を徹底していくことが必要。

(参考) 項目別意見一覧表

年度計画		項目番号	法人自己点検・評価					法人自己点検・評価の検証					評価委員会意見 (V IV III II I)		
			S	A	B	C	計	A以上割合	S	A	B	C		計	A以上割合
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-11	0	12	1	0	13	92.3%	0	12	1	0	13	92.3%	① 研究の推進及び成果の活用 III
	2 知的財産の有効活用	12-13													
	3 総合的な技術支援	14-17													② 技術支援、連携の推進及び広報の強化 IV
	4 連携の推進	18-19	0	7	0	0	7	100.0%	0	7	0	0	7	100.0%	
	5 広報機能の強化	20													
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営の基本的事項	21												③ 業務運営の改善 IV	
	2 組織体制の改善	22	0	6	0	0	6	100.0%	0	6	0	0	6		100.0%
	3 業務の適切な見直し	23-24													
	4 人事の改善	25-26													
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 財務の基本的事項	27-28												④ 財務内容の改善 IV	
	2 多様な財源の確保	29	0	6	0	0	6	100.0%	0	6	0	0	6		100.0%
	3 経費の効率的な執行	30-31													
	4 資産の管理	32													
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設及び設備の整備、活用	33-34												⑤ その他業務運営 III	
	2 法令の遵守	35	0	9	1	0	10	90.0%	0	9	1	0	10		90.0%
	3 安全管理	36													
	4 情報セキュリティ管理等	37-42													
研究推進項目※		43-59	0	17	0	0	17	100.0%							

※「研究推進項目」は、項目番号3「研究開発の推進方向」を検証する際の参考とした。

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項(右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S, Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満(B, Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆評価委員会意見基準

意見基準	
V	特筆すべき進捗状況にある
IV	順調に進んでいる(すべてS~A)
III	おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合がおおむね9割以上)
II	やや遅れている(S~Aの割合がおおむね9割未満)
I	重大な改善事項がある